

東京都板橋区農業委員会

第25期第14回定例総会議事録

令和6年8月27日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室 (赤塚庁舎3階)

第 25 期第 14 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 6 年 8 月 27 日（火）午後 4 時 00 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 11 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7		11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)

合計6件 (内訳：4条関係3件、5条関係3件)

- (2) 国有農地見回り調査の結果について (資料3)

3 その他

4 次回日程

日 時 令和6年9月27日(金) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室 (赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	中妻 じょうた	委員
	木村 博之	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	柴 圭太	書記

事務局 長	<p>只今より、第25期第14回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、中妻じょうた委員、木村博之委員を指名させていただきます。欠席の届出が久保秀一委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、資料1、1ページをご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、3年に一度、税務署に提出する「相続税の納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっております。今回は1件でございます。</p> <p>番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は3、土地の所在は、成増四丁目1027番1の一部、1028番の一部、1029番の一部、1030番1、1031番1の一部、1035番12の一部及び1039番36の7筆で、地目はいずれも畑、面積は合計で1952.04平方メートルです。概ねの位置ですが、1ページ下段の生産緑地番号3の案内図において、矢印が指しているところで、成増厚生病院の南西側です。8月19日に、染宮利章委員に現地を確認していただいております。問題等がなければ、2ページの証明書を発行いたします。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書 記	<p>番号1、生産緑地番号3です。さつき、レモン、みかん、不知火、ブルーベリーなどが植えられておりました。適切に耕作されている様子が確認できましたので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p> <p>また、本件に関連しまして、前回の総会にてご質問のございました、生産緑地を所有している農家数及びそのうち相続税納税猶予を受けている方の数も合わせて、この場でご報告いたします。令和5年度末現在で、生産緑地地区数は54地区、生産緑地所有者数としましては、48名となっております。なお、複数の地区を所有する方や共有名義の場合もございますので、必ずしも地区数と所有者数は一致いたしません。また、48名のうち、相続税納税猶予を受けている方としましては、25名となっております。本件の説明及び前回の総会時におけるご質問に対する回答は、以上でございます。</p>

会 長	何か、ご意見、ご質問等がございますか。
委 員	引き続き農業経営を行っている期間がちょうど3年間にはなっていないのですが、期間の設定にあたり、どのようなルールになっていますか。
書 記	引き続き農業経営を行っている期間について、始期は3年前に農業委員が現地確認を行った日付とし、終期は今回農業委員が現地確認を行った日付となっております。
委 員	そうすると、次回の期間はどのようになるのでしょうか。
書 記	まず、本件は3年毎に税務署に提出する「相続税の納税猶予の継続届出書」に添付する書類の一つとなっております。相続開始から10か月後の日付が提出期限となっております。3年後にも相続税納税猶予を継続する場合、引き続き農業経営を行っている期間としては、今回農業委員と現地確認を行った令和6年8月19日を始期とし、終期は3年後に農業委員と現地確認を行った日が明記されることとなります。
委 員	参考までに、農作物はどのようなものが植えられていましたか。
書 記	先ほどの説明と重複しますが、さつき、レモン、みかん、不知火、ブルーベリーなどが植えられておりました。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、番号1の生産緑地番号3につきまして、証明書の発行をお願いいたします。
事 務 局 長	続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。 それでは、資料2、3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和6年7月11日から同年8月10日までに届出があったもの、3件でございます。 専決番号1、土地の所在が赤塚新町三丁目436番7で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は、76平方メートル、転用の目的は個人住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、3ページ下段の専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、川越街道赤塚新町三の交差点の西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。

書	記	<p>現況は個人住宅が建設中で、令和6年4月着工、令和6年8月完了予定、木造3階建て1棟の個人住宅が建築予定となっております。現地確認の写真は7月17日ですので、ほぼ工事が完了している状況でした。説明は以上でございます。</p>
事	務	<p>局長</p> <p>続いて、専決番号2、土地の所在が大原町23番13で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は、149平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。併せまして、専決番号3、土地の所在が大原町23番9で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は、11平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、4ページ上段の専決番号2と3の案内図において、矢印が指しているところ、志村第一中学校の北東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書	記	<p>専決番号2及び3は隣地となっておりますので、写真につきましても合わせて説明いたします。現況は不耕作地となっており、手前側が専決番号2、奥側が専決番号3の土地となっております。令和6年10月着工、令和7年2月完了予定、木造3階建て1棟の分譲住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。</p>
会	長	<p>4条関係3件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
委	員	<p>大原町の土地について、門扉の前の縁石部分も対象になるのでしょうか。</p>
書	記	<p>門扉の前の縁石部分も対象の土地となりますが、道路部分は対象外となっております。</p>
会	長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、続いて5条関係について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事	務	<p>局長</p> <p>続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和6年7月11日から同年8月10日までに届出があったもの、3件でございます。5ページをご覧ください。 専決番号1、土地の所在が小茂根二丁目38番3の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は228平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のと</p>

<p>書記</p>	<p>おりです。概ねの位置は、6 ページ上段、専決番号 1 の案内図において、矢印が指しているところ、筑波大学附属桐ヶ丘特別支援学校の北西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p> <p>現況は駐車場となっており、令和 7 年 3 月着工、令和 7 年 1 0 月完了予定、軽量鉄骨造 3 階建て 1 棟の共同住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続いて、専決番号 2、土地の所在が成増二丁目 1 8 0 番 7 の 1 筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は 1 9 5 平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。概ねの位置は、6 ページ下段、専決番号 2 の案内図において、矢印が指しているところ、成増駅の北西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は木造 2 階建て 1 棟の共同住宅となっており、こちらは現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続いて、専決番号 3、土地の所在が高島平四丁目 1 0 番 5 の 1 筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は 5 5 8 平方メートル、転用の目的は駐車場です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。概ねの位置は、7 ページ上段、専決番号 3 の案内図において、矢印が指しているところ、高島第三小学校の南西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は駐車場となっており、令和 6 年 9 月 1 1 日着工、令和 6 年 9 月 2 5 日完了予定、同じ駐車場ではありますが、砂利を敷いて再整備をする予定となっております。説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>こちらは 3 件とも売却されたという認識でよろしいですか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>3 件とも所有権の移転が伴うものですので、おそらく売却されたものと推察されます。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（2）国有農地見回り調査の結果について、事</p>

事務局 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>こちらは、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>8ページ、資料3をご覧ください。国有農地見回り調査の結果についてご報告いたします。見回り実施日は令和6年8月7日(水)、見回り実施者は事務局職員2名で確認いたしました。国有農地所在地及び公簿面積は記載のとおりです。今回の状況についてご報告させていただきます。8ページの(1)未貸付地と農耕貸付地は9件です。調査結果は、今回確認いたしましたところ、前回調査からの改善・変更はございませんでした。続いて、9ページの(2)転用貸付地21件です。こちらも前回の調査から状況の変化はございませんでした。それでは、それぞれの現況について画面でご説明いたします。なお、一団の国有農地につきましては、8ページと9ページにまたがっている場合もありますが、合わせて説明させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">〔書記から国有農地の現況説明〕</p>
書 記	<p>現況のご説明は以上でございます。総会終了後、調査結果については、状況の変化・変更は無い旨と合わせて雑草が繁茂していたり、不法投棄されている等の状況を、東京都知事あてに報告いたします。国有農地の調査結果の報告は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等がございますか。</p>
委 員	<p>用語の定義について、お聞きしたいのですが、未貸付地・農耕貸付地・転用貸付地とありますが、転用貸付地は、農地を転用して貸し付けた土地という理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局 長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
委 員	<p>転用貸付地について、借受人は土地代を払っているかと思いますが、固定資産税は支払っているのでしょうか。また、相続があった場合は、その権利はどのようになるのでしょうか。</p>
農政担当係長	<p>土地に係る固定資産税については、借受人は土地の所有者ではございませんので、借受人は、固定資産税を負担していません。</p> <p>また、借り受けている方が亡くなった場合に、お子さまに名義が変わるという事例は過去にもございます。そのため、借受人が亡くなった場合は、その土地を引き継ぐことができることになります。</p>

委員	<p>そうなると、固定資産税を払っている方と不公平が生じるかと思いますが、それを板橋区として東京都や国に対して問題提起することはないのでしょうか。</p>
農政担当係長	<p>これについては、国の制度上の話になるかと思imasので、やむを得ないところであると事務局としては考えています。</p>
委員	<p>過去に農耕貸付地を駐車場にしてしまった結果、国が該当者に該当地を売却したという事例もあり、一般的な考え方として、不公平に感じる部分も多い制度であると思imasので、農業委員会としても、東京都や国へ改善を求めた方が良くと思imas。</p>
委員	<p>事務局職員2名で見回りを行ったとありますが、どのくらいの時間を要しましたか。</p>
書記	<p>概ね午前中の半日をかけて見回りを行いました。</p>
委員	<p>大変だったと思imasますが、この見回りの主たる目的はなんのでしょうか。</p>
書記	<p>東京都国有農地等管理事務処理要綱では、農業委員会は国有農地等を定期的に見回り、国有農地等の現状把握に努めるものとするとして規定されており、主たる目的としては、現状がどのような状況になっているかを見回り、都知事に報告するものです。</p>
委員	<p>見回りを行い、雑草が繁茂している状況を都知事へ報告した際に、東京都は、雑草を刈り取ってもらえるのですか。</p>
書記	<p>処理要綱では、知事は、未貸付の国有農地等に繁茂する雑草類を概ね年2回以上、刈取等処理すると明記されております。</p>
委員	<p>毎年職員が30か所を見回り、現状が解決されないまま同じ報告を繰り返しており、国の制度なのでやむを得ないですが、疑問を感じておりますので、質問をさせていただきました。</p>
委員	<p>一団の土地とはどういうことでしょうか。</p>
書記	<p>隣同士の土地で一体となっているため、一団の土地という表現を使っております。</p>

委員	板橋区は農業委員会がありますが、農業委員会が設置されていない区はどのように対応しているのでしょうか。
農政担当係長	23区内では、農業委員会が設置されているのは7区ですが、農地が若干残っている区につきましては、産業部門の部署が国有農地等の事務を担っていると伺っています。
委員	本日の議事の中でも、国有農地の制度が本当に適切なのかという懸念が挙げられておりますし、特に未貸付地につきましては、毎年同じ報告を行い、改善が見られないところは解消していくことが本筋であると考えます。また、転用貸付地につきましては、賃料が安く、代々引き継いでいけるというのであれば、不公平感があると言わざるを得ないと思います。そもそも国が細かい土地を管理していくということは難しいので、解消の努力をしていかなければいけないと思います。農業委員会から東京都や国へそういった意見を挙げていくということにはできないのでしょうか。
委員	国の国有農地は全国にあり、板橋区に限っては面積が小さいですが、全国を見ると非常に面積も大きくなっています。そのため、東京都と地方の道府県では状況が異なりますので、意見を挙げるのであれば、23区内の農業委員会の意見を取りまとめた上で、東京都から国に挙げるという形にしないと、なかなか国への効果的な働きかけにはならないと思います。
委員	東京都は地方と比べて地価が高いため、東京都内の国有農地は東京都の問題として別個に考えていくべきだと思います。そのため、私も国有農地の在り方については、農業委員会として他区とともに、東京都に問題提起をしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。
農政担当係長	農業委員会組織においては、東京都や国に対して要請活動を行っております。一例ですが、毎年2月に開催されます農業者大会の中で、東京都や国に要望する内容を決議し、要請活動を行っているところです。そういった要請活動の中で、国有農地の在り方についても取り上げていければと思いますので、今後東京都農業会議等と連携し、協議、提案をしていきたいと考えております。
委員	国有農地の制度については、国から東京都を経由して各農業委員会においてきますので、要望を挙げるのであれば、国に対して直接行った方が効果的であると思います。

<p>委員</p>	<p>こういった内容は、東京都農業会議の審議委員会で要望をまとめていただくことも可能なのか、それとも各農業委員会事務局が集まった場で意見をまとめていくことになるのか、その辺はいかがでしょうか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>例えば都内を数地区に分けた農業委員会の集まりが年数回あります。その区部の集まりの中で要望事項等を協議し、その内容を東京都農業会議がとりまとめ、最終的に都内の農業委員会全体の要望事項としてまとめていくので、板橋区としても事務局の集まりの中で要望事項を提案していきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局、よろしくお願いいたします。 その他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、本日の議事は以上となります。 全体を通して、何かございますか。 特にないようですので、これをもちまして第14回定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(終了時間 午後5時2分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会 9月19日(木) 午後2時00分 ・ 定例総会 9月27日(金) 午後2時00分